

【内閣官房】

管理コード	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	受付番号	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
3000010	特区外の国立大学教員等に係る勤務時間内兼業の容認	特区内に存する国立大学等の国立大学教員等が内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づくものについては、承認権者の承認を受けて勤務時間の一部を割くことができる。	国家公務員法第103条、H15.4.1以後の人事院規則14-17, 14-18 構造改革特別区域法別表番号16	C		国立大学教員等が勤務時間内兼業について承認権者の承認を受けることができる規制の特例措置であることから、特区内に存する国立大学等の国立大学教員等であることとしている。 また、兼業先企業については、必ずしも当該特区内にある必要はなく、特区内外の兼業先企業で兼業することは可能となっている。 なお、国立大学等が所在する地方公共団体の区域外で、国立大学教員等の勤務時間内兼業を受け入れたい場合には、国立大学等が所在する地方公共団体に提案をしていただき、当該地方公共団体から特区計画の認定申請をすることとなる。	1219	1219050	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	先端光科学技術特区	国立大学の教員等の役員等の兼業の承認規定(研究成果活用企業)の緩和
3000020	サマータイムの導入	勅令第167号では、明石を標準時とし、全国同一とされており、一地方のみの時間変更は出来ない	標準時に関する勅令第167号			担当省庁についてさらに調整する必要がある。	2039	2039010	札幌商工会議所	サマータイム特区	時間規定に関する特例(北海道サマータイム制の導入)